

議案第93号	三田市みんなの手話言語条例の制定について
障害福祉課	聴覚障害者への理解を広め、お互いの人格と個性を尊重し、分かり合い、共に生きることのできる社会の実現を図ることを目的として、当該条例を制定しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 障害者基本法（昭和45年法律第84号）</p> <p>【制定趣旨】 障害者基本法に規定された手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語に関して広く啓発することにより、全ての市民が安心して暮らせる共生社会の実現をめざす「三田市みんなの手話言語条例」を制定する。</p> <p>市は、条例を検討するにあたり、市附属機関である手話言語条例検討委員会を設置、市から諮問後、5回の検討委員会を経て、委員会案を答申。</p> <p>答申に基づき条例原案をパブリックコメントした上で12月定例会に条例案を上程。</p> <p>【施行期日】 平成29年4月1日</p>